

食事提供体制加算に関する届出書

令和 2 年 4 月 15 日 提出

事業所の名称	丸八作業所	委託先や人員体制など食事の提供体制を変更する場合
サービスの種類	生活介護	
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規	2 変更
適用年月日	令和 2 年 4 月 1 日	この加算のみ、届出日からの算定が可能

食事提供の方法 (該当の番号と記号に○)	1 施設内調理 (調理の場所(室名): )	ア クックチル		
	2 施設外調理	イ クックフリーズ		
		ウ 真空調理		
		エ クックサーブ		
食事提供体制	業務委託の有無	1 直営(業務委託なし)	2 業務委託あり	
	食事提供に係る 人員配置	管理栄養士	常勤 人	非常勤 人
		栄養士	常勤 人	非常勤 人
		調理員	常勤 人	非常勤 1 人
		その他( )	常勤 人	非常勤 人
		その他( )	常勤 人	非常勤 人
業務委託部分	業務委託先	福祉医療給食サービス株式会社		
	業務委託の内容	委託業務の内容		
	適切な食事提供の確保方策	・献立内容については、委託先の提供する献立表の提案に基づき、当事業所が最終責任者として決定する。 ・委託先における調理時、委託先から当事業所までの運搬時及び納入後喫食までの保管時のすべての段階でHASSAPに基づく衛生管理を行うものである。		

業務委託の場合も再加熱や配膳などの調理業務に従事する人員を配置すること

添付書類	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-2)及び組織体制図(参考様式15) 業務委託契約書の写し【業務委託の場合に添付】 食事提供体制加算に係る施設外調理に関する誓約書(参考様式34)【施設外調理を行う場合に添付】
------	--

注1 業務委託を行っている場合の人員配置は、委託先の従業者ではなく、事業所・施設で適切な食事提供が行われるための管理等に関わる事業所・施設の職員の状況を記載してください。

注2 外部委託を行う場合の適切な食事提供の確保方策欄は、献立に関する事業所・施設の関与、委託先から事業所・施設への食事の運搬方法、適時適温への配慮など、自己調理する場合に通常確保される提供体制に相当するものへの対応の概略を記載してください。

注3 出前等により食事の提供を行う場合、出前等による食事を温め直して提供を行う場合、主食のみを施設内で調理し、それ以外のものについては出前等により提供を行う場合などは、加算の対象とはなりません。